

第 4474 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 所得税の振替納税ができなかった場合

Q：所得税の振替納税をしています。預金残高が不足して納付できませんでした。どうなりますか？

A：法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

【解説】

平成23年度の所得税の確定申告の振替納税日は平成24年4月20日、個人事業者の消費税の振替納税日は平成24年4月25日でした。

この日に預金口座の残高が不足しており、振替納税できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。延滞税の割合は、次のとおりで次のように計算（千円未満の場合は不課税）します。

- ①納期限の翌日から2か月を経過する日まで
は、年4.3%の割合
納付すべき本税の額（1万円未満端数切捨て） $\times 4.3\% \times \text{日数} \div 365 = \text{金額}$ （1円未満端数切捨て）
※法定納期限の翌日から次の日のいずれか早い日まで
 - ・完納の日
 - ・納期限の翌日から2ヶ月を経過する日
 - ②納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年14.6%の割合
納付すべき本税の額（1万円未満端数切捨て） $\times 14.6\% \times \text{日数} \div 365 = \text{金額}$ （1円未満端数切捨て）
※上記①の期間の最終日の翌日から完納の日まで
- ③①+②＝延滞税の額（百円未満端数切捨て）

